6月定例議会

国保税の税率改正など 一般会計予算の補正 六議案を審議

町議会六月定例会は、六月二十六日から三十日まで、五日間の会期で開かれました。

この定例会には、町から、国民健康保険税条例の一部改正や、農村総合整備計画作成事業費等にかかわる一般会計予算の補正など六議案が提出され、慎重審議の結果、それぞれ原案どおり可決、承認されました。

おもな議案とその内容は次のとおりです。

議案第一号　専決処分の承認を求めることについて

横芝町国民健康保険税条例の一部が次のように改正され、賦課期日の関係から、専決処分により施行されました。

○所得割額の税率が「百分の二・九」から「百分の二・七」に改正されました。

○資産割額の税率が「百分の三十三」から「百分の三十一」に改正されました。

○被保険者一人についての均等割額が「四、四〇〇円」から「四、七〇〇円」に改正されました。

○一世帯についての世帯別平等割額が「六、五〇〇円」から「六、九〇〇円」に改正されました。

議案第二号　横芝町消防団条例の一部を改正する条例制定について

消防力の整備・強化による小型ポンプ自動車の普及に伴って、団員の定数を今までの四一八人から四二六人に増員したものです。

議案第三号　横芝町共同利用施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

航空機騒音障害の緩和に資するために設置した遠山共同利用施設を、今後、遠山区が管理委託するよう条例改正したものです。

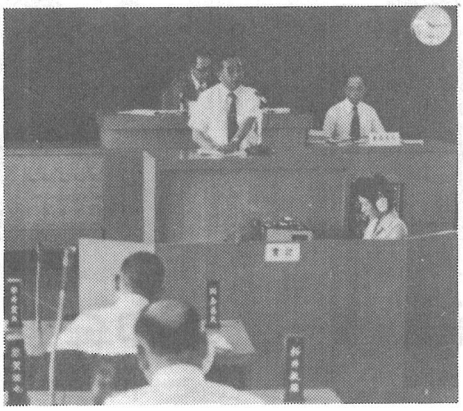

議案第四号　横芝町在宅重度精神薄弱者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について

国の特別児童扶養手当法による福祉手当の増額により、在宅重度精神薄弱者および、ねたきり身体障害者の福祉手当支給額が、月額四、〇〇〇円から五、〇〇〇円に改正されました。

議案第五号　横芝町ねたきり老人福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について

国の特別児童扶養手当法による福祉手当の増額により、ねたきり老人福祉手当支給額が、月額四、〇〇〇円から五、〇〇〇円に改正されました。

議案第六号　昭和五十四年度横芝町一般会計補正予算議定について

前年度繰越金などを主な財源に農村総合整備計画作成事業費、農業機械効率利用安全推進対策事業排水路整備事業調査設計委託料、横芝小学校下水処理改良工事費、横芝中学校講堂前道路舗装工事費などに一千七百万四千円を追加補正、一般会計の歳入歳出予算総額を二十一億六千三百万四千円としたものです。

年金問答

繰り上げ請求 いつまで減額される？

（農業H・小堤）

質問します

私は、この二十八日で六十歳になる国民年金の加入者です。

年金は六十五歳から受給するのが原則だそうですが、希望によって六十歳からでも支給されると聞いています。

そこで、たとえ減額されても早く受給したいと思うのですが、六十歳で請求すると、年金額はどのくらいになり、何歳まで減額されるのでしょうか。

なお、保険料はこれまで全部納めています。

お答えします

まず、何歳まで減額されるかということですが、これは請求されたときの年令により別表のように減額され、六十五歳になったら満額になるというものでなく、終生減額されます。

次にあなたの年金額は、六十五歳で受給すると年額三十九万八千円ですが、六十歳ですと四十二パーセント減額されますので、年額二十三万八百四十円となります。

年金の支給請求をした時の年齢	減額される率
60歳以上61歳未満	42 %
61歳以上62歳未満	35 %
62歳以上63歳未満	28 %
63歳以上64歳未満	20 %
64歳以上65歳未満	11 %